

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

主 論 文 の 要 旨

論文題目

出生と養育に基づく複数の・多元的親子関係—ナイジェリア北部・ハウサ社会における「里親養育」の民族誌から

氏 名

梅津 綾子

論 文 内 容 の 要 旨

本論では、北部ナイジェリアのハウサ社会および周辺諸社会における「里親養育」(fostering and adoption) 慣行に関する民族誌的記述と分析をとおして、養育により構築される親子関係の重要性を示すとともに、養育に基づく親子関係と生殖・出自に基づく親子関係が、どのように共存しうるのかを明らかにする。それにより、生殖や出自に基づく親子関係を特別視すること、そして社会的な親子関係を1組に限定する親子観の相対化を試みることが、本論の目的である。

世界的にみても西アフリカは、生みの親(以下、生親)以外の大人が子どもを引き取る「里親養育」慣行が盛んにおこなわれてきた地域のひとつである。親子や親族を、生殖を絶対視せずに理解しようとする機運は、新生殖技術の急速な発達や、離婚増加によるステップ・ペアレンツの増加にともない、欧米を中心に1990年代から高まりを見せている [cf. Carsten 1995]。日本の人類学でも近年、生殖に基づく親子関係の相対化の延長上で、生親を否定して育ての親(以下、育親)を重視するのではなく、親子関係そのものを複数のにとらえようとする議論が出始めている [宇田川 2011]。

ただしこれまでの生殖の相対化、および親子関係の複数性に関する研究では、出生・出自上の親子関係、あるいは養育に基づく親子関係のどちらか一方を重要視するものが多い。1990年代までの西アフリカ「里親養育」研究では、出自上の親と重なることが多い生親を「本当の」親とみなす一方、「里親養育」は「子育ての過程に関すること」として、生親と育ての親の社会的地位に差異をもうける傾向がある [cf. Goody 1982, 2007]。2000年代以降には、養育による親子関係の構築性が強調されるようになり、「本当の親は里親」だと強調する報告 [Alber 2004] に見られるように、相対的に生親が軽視されるようになった。また親子関係の複数性(の可能性)を提唱する宇田川も、血縁関係が重視されるイタリアの事例を用いたために、複数の親子関係が同等の形で複数化しているとは実証できていない [宇田川 2011: 590]。

本論では、ハウサ社会のリコを事例にして、育親による子育てのあり方(第4章)、および育親に引き取られた子(以下、〈子〉)の結婚後における育親および生親との関係性(第5章)に注目し、以下の3点を明らかにした。

(1) 主体的に子育てをする育親とそれを支える生親

ハウサ社会では、主体的に子育てをおこなう育親を生親が尊重し、また生親が必要に応じて育親に経済的支援を差し伸べるという形で子育てがおこなわれている。子を生み、出自上の権利の授与権をもち、継続的に子を気にかける親と、子どもの成育に一義的責任をもち、長い時間をかけて実質的に子どもを育て上げる親という、2種類の親によって、〈子〉の成長は支えられているのである。

育親が中心的に遂行する子育てを、生親が見守りときに支えるという、育親・生親・〈子〉の関係は、子どもの福祉を重視する観点から見ても非常に有効である。そもそもリコは、生親の離婚や生親との死別を経験した子どものセーフティー・ネットとしての機能を備えているが、本論では、生親と育親がそろっている場合に得られる、より高い効果について指摘する。ハウサ社会のリコでは、育親の果たす役割の比重が非常に大きい。それにより、育親と〈子〉の絆は、通常見られるような子育てもする生みの親子の絆と同じくらい深くなるとともに、〈子〉を託した生親とのつながりも維持される。〈子〉は精神面でも物質面でも安定した支えを、複数の親から受けて成長できるのである。生親が信頼できる他者に全面的に子を委ね、自分は外から見守り続けるというこのような子育ての仕組みは、結果的に子をより一層福祉効果の高い環境におくと指摘できる。

(2) 成人した〈子〉と育親・生親との関係性

〈子〉は結婚により、半強制的に育家に住む状況が解消されるが、それは〈子〉

と育親の親子関係の終焉を意味するものではない。E. グディは、里親養育を事実上、「子育ての過程に関すること」[E. Goody 1982, 2007: 23] に限定したが、養育は子どもを育てることだけを意味しないことを本論は改めて証明した。当事者にとって親の地位の差は固定的なものでなく、むしろ長い年月のなかで積み重ねられた子育ての実績に応じて、流動的に位置づけられていく。少なくとも本論で取り上げた事例に見られるような、包括的で十数年にわたる長期的な子育てにおいては、しばしば〈子〉にとって育親が生親と同等かそれ以上に重要な「親」となりうるのである。たしかに〈子〉の結婚は、育親の保護から独立すること、そして育親との関係性を見直す機会になるものの、〈子〉らは多かれ少なかれ育親と生親の両者との相互扶助関係を維持する傾向がある。〈子〉はその半生にわたり、育家と生家という複数の家庭と、濃淡はありつつも家族・親子の関係を続けると考えられる。

(3) 出自上・法律上の親子関係の位置づけ

ハウサのリコの事例が示しているのは、生親と育親を、役割や種類が異なる、まさに複数の親として捉える方が、彼らの相関関係をより適確に把握できるということである。これは、出自上・法律上の親子の規定が必ずしも「親」としての地位上の差異に直結しないこと、法律上のアイデンティティはあくまで個人のアイデンティティの一側面にすぎないことを示唆している。ハウサでは、法律上の親子関係は出自上の親子関係にある生みの親子とされているが、育ての親子関係と生みの親子関係のどちらが重視されるのかは当事者たちの関係により決まる。リコのこうした特徴は、アフリカ地域研究および文化人類学の親族研究において改めて、出自上・法律上の親の捉え方を再検討するよう促しているといえよう。